

瑞 開 第 2 6 号
平成 2 6 年 4 月 2 5 日

瑞穂市都市計画審議会会長 様

瑞穂市長 堀 孝 正

瑞穂準都市計画区域の指定（原案）に関する意見聴取について

瑞穂準都市計画区域の指定（原案）について、別添の原案に対する貴審議会の意見を求めます。

準都市計画区域の指定（岐阜県指定）原案

1－1 準都市計画区域の名称

瑞穂準都市計画区域

1－2 準都市計画区域

名称	準都市計画区域に含まれる土地の区域	面積 (ha)
瑞穂準都市計画区域	瑞穂市居倉、大月字藤森、字村中、字村前、字外畑、字堂先、字中ノ町、字江ノ町、字東川先、字子別、唐栗、重里、十七条、十八条字仲田、字高田、字池田、字堀上、字柳町、字北大岸、字大岸、字南大岸、字南五斗前、字五斗前、字北五斗前、字三斗前、字別府、字山王、字神田、字大坪、字東町、字清水町、字河原崎、字一ノ坪、字二ノ坪、字三ノ坪、字東四ノ坪、字五ノ坪、字内町、字西内町、字宮尻、字西田仲畑、字権分、字倉ノ坪、字北太田、字南太田、字佃、字鳥子田、字東瀬古、字南瀬古、字中瀬古、字西瀬古、字西浦、字江尻、字西ノ倉のうち 975-5、975-6、976-3 から 976-7 まで、977-1、977-2、977-5 から 977-10 まで、978-1、978-3、978-5、979-3、979-5 から 979-10 まで、980、980-2 から 980-5 まで、981-2、982、983-2 から 983-6 まで、984-2、984-4、985-3、985-4、988-2、1033-2、1034-1、1034-2、1035-1 から 1035-3 まで、1036-2、1036-3、1037、1037-2、1038、1038-2、1038-3、1039-2、1056-3、1057-2 から 1057-7 まで、1058、1059-2 から 1059-5 まで、1061-3、1062-1 から 1062-3 まで、1063-2、1072-2、1072-5、1072-7 から 1072-10 まで、田之上、七崎、古橋字浦畑のうち 281-23、281-24、282-1、282-3、283、284-1、284-2、285 から 288 まで、289-1、291-1、292-1、293-1、295-3、296 から 309 まで、310-1、310-2、311、312、313-1、313-2、314-1、315 から 317 まで、318-1 から 318-3 まで、319-2、319-3、320-3、321-1、321-2、322-1 から 322-3 まで、323-1、324-1、324-2、325-1、326-1、326-2、346-2、354-1、354-3、357、字外浦のうち 1、美江寺、宮田、森の全部並びにこの土地の区域の地先公有水面	853

「指定する位置及び区域は別添位置図及び区域図表示のとおり」

2 理由

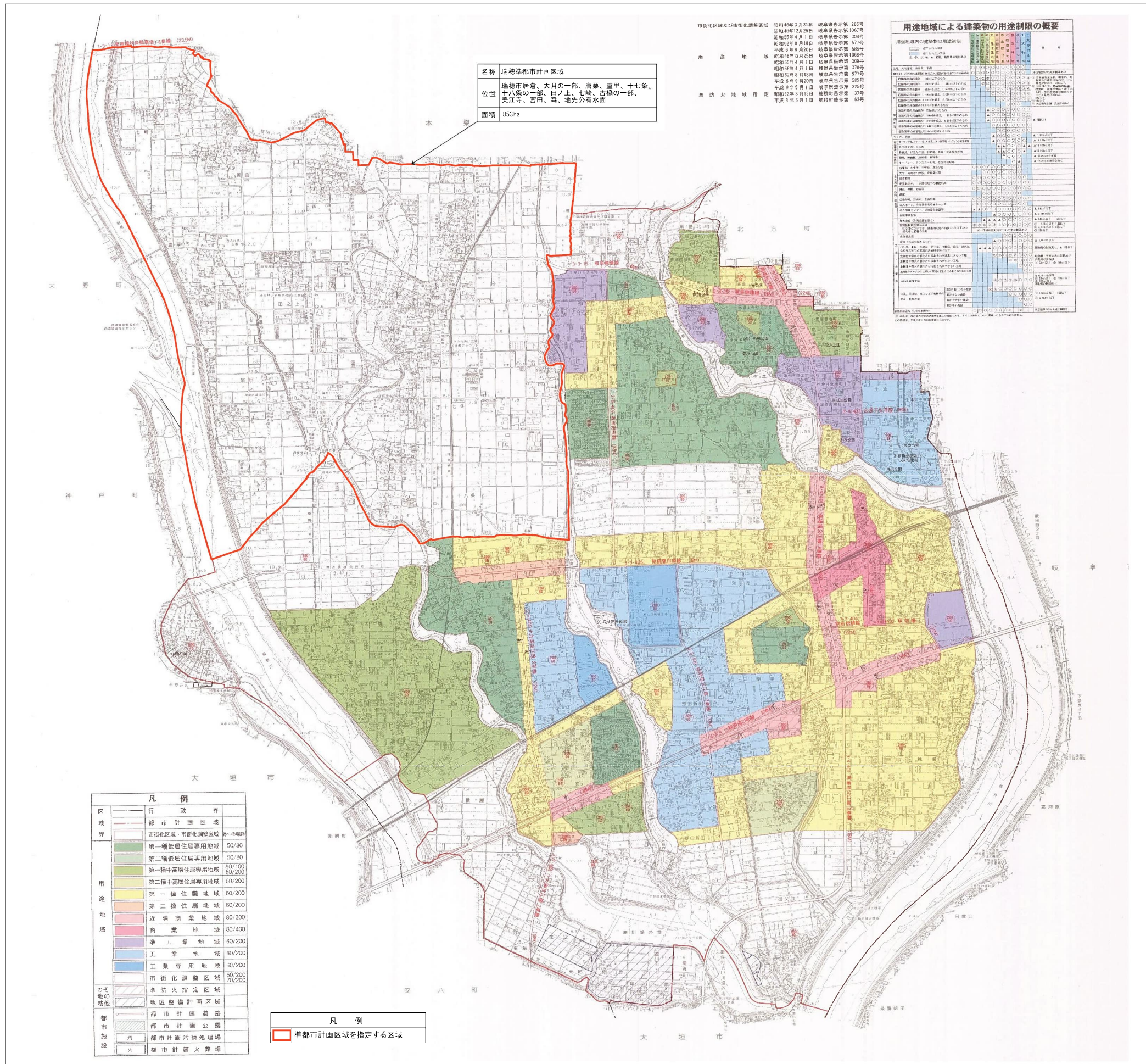
瑞穂市では、その大部分の地域について、昭和46年3月に県都岐阜市とその影響圏を含む大都市圏として都市計画区域に指定され、職場近傍の住居地域として発展してきました。

一方、市北西部に位置する、都市計画区域の指定のない地域（以下「都市計画区域外」という。）については、掛斐川沿いの肥沃で広大な地勢を活かし、都市近郊の農業地域として発展してきました。しかしながら、近年は、北側に隣接する本巣市での大規模集客施設の立地や、広域幹線道路の整備等によって利便性が向上し、既存集落周辺での宅地開発、農地転用を伴う宅地開発及びこれらに伴う緩やかな人口増加がみられます。また、西側に隣接する大野町では、東海環状自動車道（仮称）大野神戸インターチェンジの整備が進められており、都市計画区域外はその至近に位置することから、利便性の一層の向上及びこれに伴う宅地需要の増大が見込まれる状況にあります。

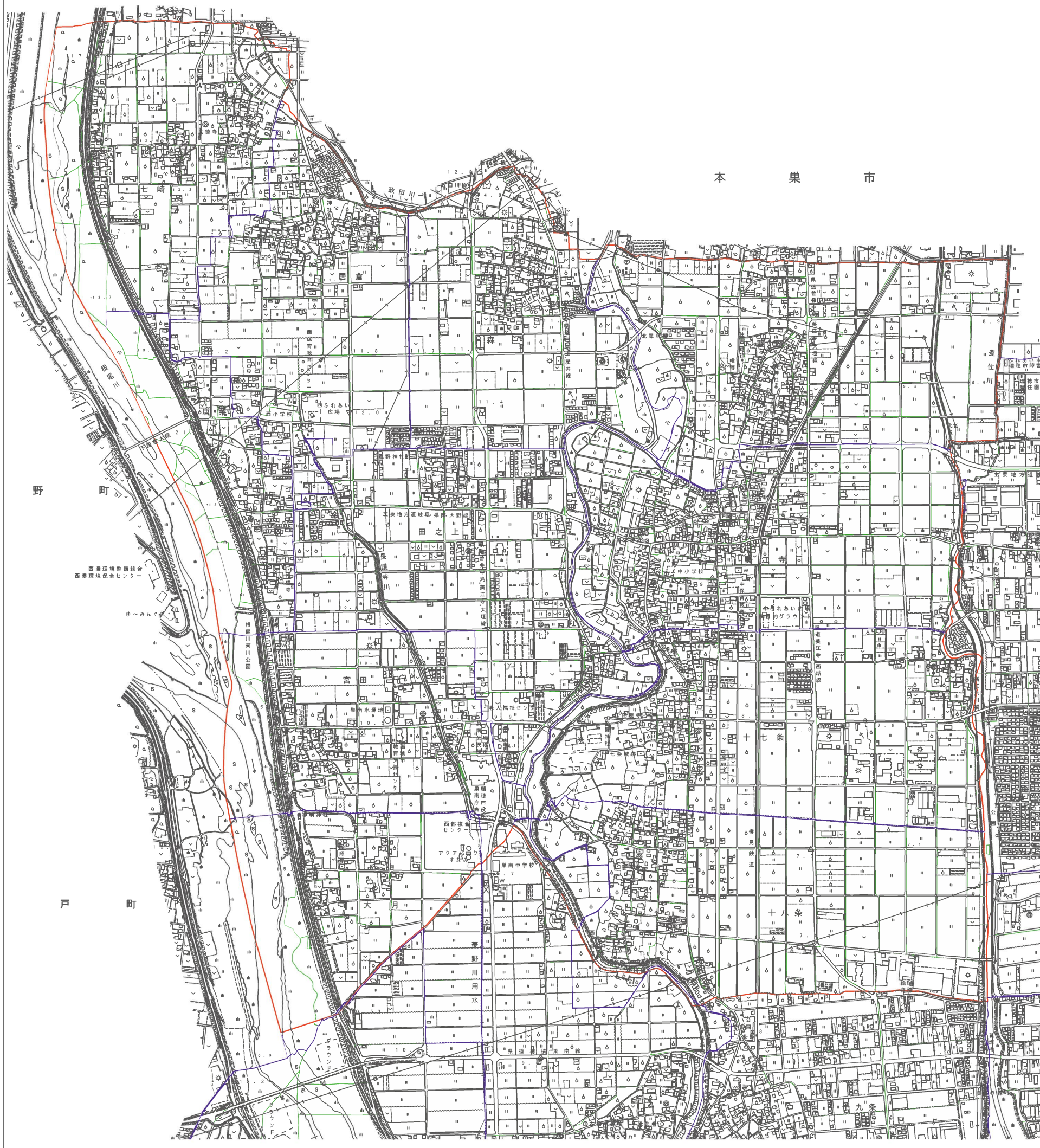
こうした中、都市計画区域外では、用途の混在や不適切な農地の侵食等による、住環境、営農環境の悪化が懸念されています。また、都市計画区域外での無秩序な都市化の進行は、周辺都市計画区域における整備、開発及び保全に対して支障を及ぼす恐れがあり、これらに対応した土地利用規制・誘導が必要となっています。

そのため、都市計画区域外の全域について準都市計画区域を指定することにより、緩やかに土地利用を規制・誘導し、都市としての秩序ある土地利用と環境保全を図るものです。

瑞穂準都市計画区域 位置図



準都市計画区域 区域図



凡 例	
	準都市計画区域を指定する区域
	大字界
	小字界

1 : 5,000

